平成２５年（フ）第３２７号
金沢市入江１丁目225番地　セジュールヴィルＡ105号室
債務者　西出千恵子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３５９号
石川県白山市柴木２丁目51番地　ベルメゾン202号室、従前の住所石川県白山市日向町ホ15番地26
債務者　尾川　裕章
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３号
石川県輪島市久手川町石田150番地　市営久手川住宅３号棟39号室、従前の住所石川県輪島市久手川町石田150番地　市営久手川住宅３号棟38号室
債務者　奥濱　秀伸
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第２９０号
山梨県甲府市青沼２丁目22番17号
債務者　弦間　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
山梨県中央市西花輪2249番地５　サンハイツ石川403
債務者　伊藤　健太
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
山梨県甲斐市長塚706番地７　セフィラ野田202
債務者　小澤明日香
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
山梨県甲府市桜井町361番地
債務者　島田　新一
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
山梨県甲府市下河原町３番６―13号
債務者　若木　　馨（旧姓米倉）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
長野市稲里町中氷鉋582番地５　パウゼ・ド・アピスＡ202
債務者　清川　和也（旧姓滝澤）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６５号
名古屋市港区遠若町２丁目25番地の１　エスペラール遠若403号、従前の住所名古屋市港区佐野町４丁目45番地
債務者　奈須香寿美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７５号
名古屋市港区いろは町３丁目８番地　新いろは荘４棟202号
債務者　佐藤　康子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５９６号
名古屋市緑区鳴子町１丁目６番地　鳴子団地81棟506号、従前の住所名古屋市緑区桃山４丁目338番地　グローリアス緑区桃山307号
債務者　古川　　彰
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１号
三重県津市高茶屋小森町34番地１　コーポ田園204号室
債務者　蛭澤　邦子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７８号
三重県鈴鹿市小田町1173番地の51
債務者　鵜飼　純子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７９号
三重県松阪市舞出町438番地10
債務者　池山　里美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０８号
大津市蓮池町５番12号　ＳＡＭＳＱＵＡＲＥ大津京110号
債務者　木村　忠司
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大津地方裁判所民事部